

# 「人間の尊厳」 「強制入院」

から  
を考える



21世紀に入って早や17年。今、政府に求められるのは差別・偏見に基づく施策に終止符を打つことではないか。差別・偏見の解消に努め、「精神障害者」の権利擁護と「社会モデル」に基づく「合理的配慮」の実現を図ること、そのための法改正ではないか。



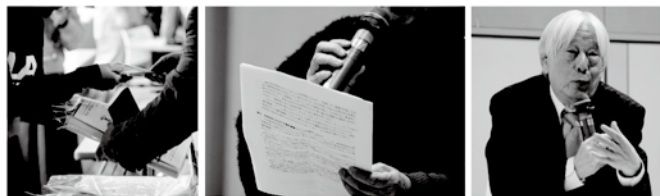
## 内田 博文さん 九州大学名誉教授

研究テーマは、刑法、刑事訴訟法、少年法、更生保護法、保安処分法、治安維持法、共謀罪、刑罰国家、人権法、差別禁止法、ハンセン病問題、患者の権利法、精神医療法その他。

著書は、『刑法学における歴史研究の意義と方法』（1997年、九州大学出版会）、『ハンセン病検証会議の記録—検証文化の定着を求めて』（2006年、明石書店）、『冤罪・福岡事件』（2012年、現代人文社）、『「市民」と刑事法—わたしとあなたのための生きた刑事法入門 [第4版]』（2016年、日本評論社）、『現代刑法入門 [第3版]』（2012年、有斐閣）、『刑法と戦争』（2015年、みすず書房）、『治安維持法の教訓』（2016年、みすず書房）『治安維持と共謀罪』（2017年、岩波新書）など多数。

# 「人間の尊厳」 「強制入院」

から  
を考える



## 「人間の尊厳」から「強制入院」を考える

### 目 次

まえがき

**設立32周年にあたって** 位田 浩 (大阪精神医療人権センター 共同代表・弁護士) 6 頁

**日本の精神医療の現状と課題** 8 頁

**「人間の尊厳」から「強制入院」を考える** 内田 博文 (九州大学名誉教授) 12 頁

**リレートーク 改めて「強制入院」を考える**

① 「医療」といえますか??～強制入院を経験して～ たにぐち まゆ (当事者) 74 頁

② 「人間の尊厳」を保障した精神医療を目指して 岩尾俊一郎 (精神科医) 76 頁

③ 精神科医療における身体拘束を考える 長谷川利夫 (杏林大学 教授) 79 頁

**特別企画・あなたにとって安心してかかれる精神医療とは??** 84 頁

**事務局として日々感じていること～活動の継続、充実に向けて～** 87 頁

上坂 紗絵子 (大阪精神医療人権センター 事務局長)

**大阪精神医療人権センター 活動紹介** 90 頁

---

まえがき

## 大阪精神医療人権センター設立32周年にあたって

共同代表・弁護士 位田 浩



---

大阪精神医療人権センターは、2017年11月をもって設立32周年を迎えました。

11月18日に「人間の尊厳」から「強制入院」を考えるというテーマで記念講演会を開催しました。内田博文先生(九州大学名誉教授)に基調講演をいただき、人間の尊厳という概念の歴史的成り立ちから、強制入院が許される場合の法的根拠や要件などについて論理的に解き明かしていただきました。

当センターは32年前、人権侵害のカatalogと呼ばれていた精神病院に風穴をあけ、精神障害者の権利を擁護することをスローガンにかかげて発足しました。私たちは現在、強制入院が濫用されて精神科医療を受ける人たちが自由を奪われすぎていることを批判し、強制入院を少しでも減らすべく、要件のゆるやかな医療保護入院を廃止することや措置入院の要件を厳しくすることを提案しています。また、精神科病院によって自由を奪われた入院者が自由や権利を取りもどせるよう、入院者との面会活動や病院訪問活動を実践するとともに、入院者が独立した権利擁護者を選ぶことができる制度をつくることを訴えています。今回の講演会で、私たちの主張の理論的な根拠を得ることができたのではないかと思います。



ところで、2016年の相模原市障害者殺傷事件をきっかけに、政府は措置入院制度を入院者の自由を制限する方向で強化する精神保健福祉法案を国会に上程しました。2017年9月の衆議院解散でいったん廃案になりましたが、2018年1月から始まる通常国会にふたたび上程されることが予想されます。また、権利擁護制度については、日本精神科病院協会が精神障害者に入院治療を受けさせることを目的とする「アドボケーターガイドライン」なるものをつくり、厚生労働省がその導入に向けた策動を強めています。いずれの動きも、私たちの目指している開放的な精神医療や社会のあり方とは逆方向のものといわざるをえません。

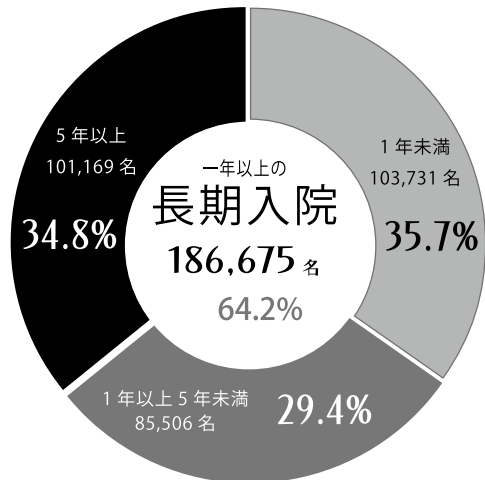
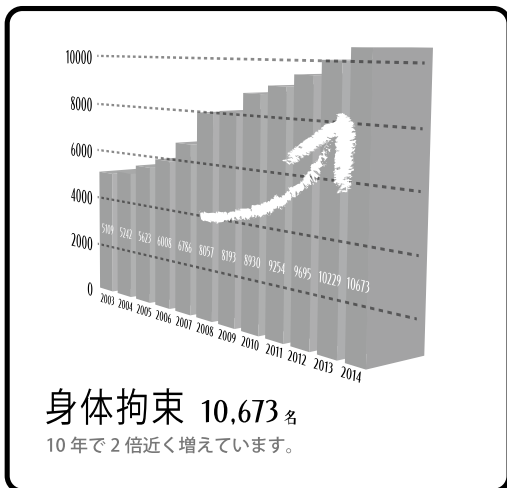
私たちは、精神障害を持つ人も持たない人も人間の尊厳が保障される精神医療と社会を実現するために、今後も活動を継続していきます。

みなさまのご参加とご支援をよろしくお願いいたします。

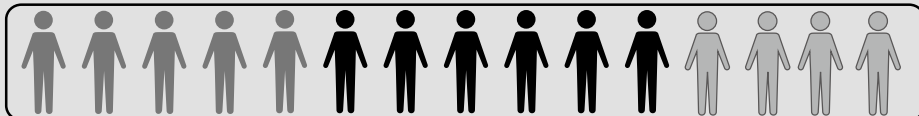
## 沿革

- |       |  |
|-------|--|
| 1985年 | 当事者・家族・医療福祉従事者・弁護士・市民により設立。電話・投書による相談の開始   |
| 1993年 | 大和川病院で患者が虐待されて亡くなった事件を契機に、大和川病院（1997年廃院）事件に関する取り組み開始（面会、電話相談、病院や行政との交渉、訴訟等）      |
| 1998年 | 当時の代表と事務局長が大阪府精神保健福祉審議会に委員として参加。大和川病院事件の反省をもとに精神科病院訪問活動と退院促進事業の制度化を提言。           |
| 2003年 | 精神医療オンブズマン活動としての精神科病院訪問開始  |
| 2004年 | 副代表が厚生労働省の検討会に委員として参加。大阪での病院訪問活動を紹介し、検討会報告書に「今後10年間に72,000病床を削減する」と書き込まれるよう働きかけた |
| 2009年 | 「療養環境サポーター制度」（大阪府精神科医療機関療養環境検討協議会事業）がスタート  |
| 2014年 | 副代表が厚生労働省の検討会にて「病棟転用型居住系施設」について問題提起  |

# 日本の精神医療の現状を一緒に考えてみませんか??



医療保護入院 131,924名  
45.4%



終日閉鎖病棟  
83,034名

入院

290,406名

任意入院 155,122名 53.5%

日本の精神科病院は、世界的にみても入院者数がきわめて多いといえます。半数近くが強制入院（医療保護入院や措置入院）であり、任意入院者も多くが閉鎖処遇を受け、長期入院を強いられています。身体拘束・隔離などの行動制限も近年大幅に増加しています。精神科病院の入院者の自由と人権は著しく制限されています。障害者権利条約が批准され、障害者差別解消法が施行されても、この現状は変わっていません。

## 理由

- 1** 法律で定められた強制入院や行動制限の要件が曖昧で、現場では緩やかに解釈されています。
- 2** 医療保護入院や身体拘束・隔離は、たった1名の精神保健指定医が判断しています。
- 3** 精神医療審査会によるチェックがほとんど機能していません。

➔ 入院届や定期病状報告で入院継続不要と判断された割合は**ほぼ0%です**

(2016年度の衛生行政報告例)

## 変わるためには

- 1** 医療保護入院制度の廃止を含む強制入院制度の抜本的見直しを行う。
- 2** 精神科病院から独立した第三者（権利擁護者）が入院者の立場に立ち、入院者の有している権利を伝え、その権利行使を支援するための権利擁護システムを構築する。



「人間の尊厳」

から

「強制入院」

を考える

「人間の尊厳」から「強制入院」

# 「人間の尊厳」から「強制入院」を考える

内田 博文 (九州大学名誉教授)

## 目 次

<b>1. 「人間の尊厳」とは</b>	<b>14</b>
(1) 「人間の尊厳」概念の再評価と法規範化	14
(2) 「個人の自由」と「人間の尊厳」	16
(3) 「生存権」保障と「人間の尊厳」	18
<b>2. なぜ、「人間の尊厳」を保障する必要があるのか</b>	<b>20</b>
(1) 再発防止	20
(2) ニュルンベルク裁判	21
(3) ニュルンベルク綱領とヘルシンキ宣言	23
(4) リスボン宣言	26
(5) 患者の権利法	27
(6) 基本的人権の国際化	29
<b>3. 日本の精神医療・精神保健福祉法の問題点</b>	<b>32</b>
(1) 精神衛生法の制定	32
(2) 憲法違反の内容	33
(3) 蛇行を繰り返す法改正	33
(4) 池田小学校事件と医療観察法の制定	34
(5) その後の動き	35
(6) 相模原事件	36




---

## 4. 措置入院と医療保護入院の問題点 38

- (1) 「専断的治療（医療）行為」の適法性 . . . . . 38
- (2) 「らい予防法」による「強制隔離」の違憲性 . . . . . 39
- (3) 精神保健福祉法による「強制入院」 . . . . . 41
- (4) 医療観察法による「強制入院等」 . . . . . 45
- (5) 犯罪者を上回る「精神障害者」の身柄拘束 . . . . . 47

---

## 5. 国際的な状況 49

- (1) 障害者権利条約と強制入院 . . . . . 49
- (2) オーストラリア . . . . . 50
- (3) フィンランド . . . . . 51
- (4) イギリス . . . . . 53
- (5) ドイツ . . . . . 54
- (6) フランス . . . . . 56
- (7) イタリア . . . . . 56

---

## 6. どうしたら強制入院や行動制限をなくしていけるのか 60

- (1) クラーク勧告 . . . . . 60
- (2) 民間病院 . . . . . 63
- (3) パターナリズム . . . . . 64
- (4) 家族 . . . . . 67
- (5) 差別・偏見 . . . . . 70
- (6) ロードマップ . . . . . 71

# 1 「人間の尊厳」とは

## (1) 「人間の尊厳」概念の再評価と法規範化

法はさまざまな法概念の上に成り立っている。これらの法概念のほとんどはギリシャ、ローマ時代に生み出されたものである。人々はこれらの法概念に新しい意味づけを与え続け、新しい役割を果たさせて続けてきた。近代法も然りであり、現代法も然りである。その意味では、法概念は古くて新しい概念だと言える。ここで取り上げる「人間の尊厳」という概念も例外ではない。古くて新しい概念だと言える。

「人間の尊厳」をめぐる問題は古代から今日にいたるまで西洋思想史の最も重大な主題のひとつである。多くの西洋の思想家たちがこの問題に取り組み、彼らが直面した時代状況や背景言語に左右されながらこの観念を特徴づけようとしてきた。そのようにして特徴づけられた「人間の尊厳」は、個々の思想家たちによってさまざまな形態が取られており、この観念を一義的なものとして理解することは容易ではない。「人間の尊厳」の根拠をどう規定するかによって、人間的主体の規定だけではなく、そうした主体の生存を可能にする経済的、社会的、政治的諸条件の規定にも大きく影響を及ぼすからである。

ドイツ啓蒙哲学の代表者にして、法と宗教の峻別を説くなど、もっとも影響力の大きかった近代思想家のひとりであるカント（1724年—1804年）も、「人間の尊厳」を彼の一連の道德哲学の議論の展開の中に埋め込んだ。そこでは、彼は「人間の尊厳」を人間が果たすべき義務として、つまり尊厳を持つ者が必然的に果たすべき行為として提示した。人間が尊厳を得ることができるのは、理性的存在者として道德的行為をなしうる限りにおいてである。人間性は、理性に従う意志の自由に基づく人格にある。人格として見た人間、すなわち道德的な実践理性の主体たる人間は一切の価値を越えて尊いものである。尊厳とは、絶対的内的価値をいう。人間には道德的な主体性があり、尊厳がある。カントによると、こう説かれた。



カントは近代における「人間の尊厳」概念に大きな影響を与えたが、「人間の尊厳」概念は第二次世界大戦後、国際的に再評価され、実定法上の概念とされることになり、新たな意味づけを与えられることになった。

1945年6月26日にサンフランシスコにおいて調印され、10月24日に発効された国際連合憲章は、その前文の中で、「基本的人権と人間の尊厳及び価値と男女及び大小各国の同権とに関する信念をあらためて確認し」などと謳った。1948年12月に採択された世界人権宣言も、その前文で、「国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので」などと謳った。1966年12月に採択され、1976年3月に発効した「市民的及び政治的権利に関する国際規約」および「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」も共にその前文で、「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び平等のかつ奪い得ない権利を認めることが世界における自由、正義及び平和の基礎をなすものであることを考慮し」などと謳った。

「人間の尊厳及び平等」のうえに観念される基本的人権が「世界における自由、正義及び平和」の基礎をなすとされ、この考え方を遵守することが加盟国に義務づけられている。

「人間の尊厳」概念の法規範化は国内法のレベルでも見られる。各国の中で戦後初めて「人間の尊厳」という文言を権利章典に採用したのは1945年7月の「スペイン国民の権利章典」であった。その第1条は、国家の指導原則として「人間の尊厳、顕彰及び自由に対する尊重」を宣言した。

1949年に西ドイツでボン基本法として制定され、その後、東ドイツの西ドイツへの編入による「再統一」によりドイツ連邦共和国の憲法と位置づけられることになった「ドイツ連邦共和国基本法」も、その第1条で、「人間の尊厳は不可侵である。これを尊重し、および保護することは、すべての国家権力の義務である。」「ドイツ国民は、それゆえに、侵すことのできない、かつ譲り渡すことのできない人権を、世界のあらゆる人間社会、平和および正義の基礎として認める。」「以下の基本権は、直接に妥当する法として、立法、執行権および司法を拘

束する。」と規定した。

ここでは、「人間の尊厳」は「不可侵」なものとして、しかも、国家権力によって尊重・保護されるべきものとして位置づけられている。この「人間の尊厳」理念は戦後ドイツの重要な精神的支柱となった。その後、ドイツでは、1960年代に非配偶者間人工授精（AID）をめぐる、また、1980年代には体外受精（IVF）をめぐる、「人間の尊厳」が重要な役割を果たしたからである。その結果、1990年に「胚保護法」が成立することになった。

## （2）「個人の自由」と「人間の尊厳」

日本国憲法は、第13条で、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と規定し、「個人の尊重」及び「幸福追求権」を保障している。

問題は、この「個人の尊重」と「人間の尊厳」との関係である。日本の憲法学の通説的見解によると、憲法第13条にいう「個人の尊重」は個人主義の原理を表明したものである。憲法第24条第2項にいう「個人の尊厳」と同じ意味で理解してよい。個人とは具体的な生きた一人一人の人間を言う。個人主義は一方で利己主義に反対し、他方で全体主義を否定する。それはすべての人間を自主的な人格として平等に尊重しようとするものである。ボン基本法第1条の規定は日本国憲法第13条と同じ趣旨である。個人主義は「家」制度の廃止を要請するとされる。判例も憲法第13条が「個人の尊厳と人格の尊厳とを宣言したものであることは勿論である」（最大判昭和23年3月24日裁判所時報9号8頁）と判示している。

しかし、「人間の尊厳」についてのドイツの議論をみると、日本で憲法第13条に関して扱われている問題と相当に異なっていることが分かる。憲法第13条で扱われる自己決定権や幸福追求権はドイツでは基本法第2条の規定する「自らの人格の自由な発展を求める権利」に根拠が求められている。ドイツで「人間の尊厳」に反する最大のものは国家による生命の剥奪、すなわち、死刑である。フセインの処刑に反対する声がヨーロッパ各地からあがったが、それはフセインの



罪業のいかんにかかわらず死刑が「人間の尊厳」に反すると考えられているからである。これはヨーロッパの常識であり、フランスも憲法を改正して明文で死刑廃止を書き入れた。死刑に次いで問題とされているのは拷問である。ヨーロッパでは死刑に次いで拷問も「人間の尊厳」に反すると考えられている。逮捕したテロリストが時限爆弾のありかを知っているとして、そのテロリストを拷問にかけることが許されるかという問題に対して、それによって多くの人の生命が助かることが明らかに予測される場合であっても拷問は禁じられるというのがドイツの通説になっていると説かれる。しかし、日本では常識になっていない。死刑が憲法第13条に違反するという見解もあまり聞かれない。

「個人の尊重」という場合、その主体として想定されているのは自由意思によって自己決定を行う個人、国家によるパターンリズムを排しても自己を実現しようとする「強い個人」ではなからうか。最近の第13条解釈はとりわけその傾向が強くなっているように思われる。これに対してドイツの「人間の尊厳」が想定しているのは自由を求める強い自立した個人ではなく、弱い人間や一人前でない人間、場合によっては「悪い人間」である。そのような人間であっても、「人間である以上、人間らしく扱われるべきだ」ということが要求内容となっている。このように考えると両者は重なり合わずに対立する場面も出てくるのではなからうか。

より重要な問題は、「各人の全体的な人生構想において周縁的ないし下位にある関心や欲求を一時的に充たすために、長期的な人生構想の実現を取り返しがつかないほど妨げたり、そもそも何らかの人生構想を自律的に形成・追求する能力自体を決定的に損なったりする恐れが大きい場合」への対応の仕方である。新自由主義の下で、自己の幸福追求権を自己決定・自己責任にのっとり実現し得る「一級市民」と実現し得ない「二級市民」との選別が進むなか、社会福祉や医療その他、さまざまな領域で大きな問題となっている。「人間の尊厳」という観点からは正当化が比較的、容易であろう。「人間の尊厳」に反する「自己決定権」は認められず、むしろ「人間の尊厳」を尊重・保護するための介入といった正当化がそれである。これに対し、「個人の尊厳」という観点からの場合はいかがであろう。「個人の尊厳」から上の介入を正当化することは難しいのではないか。介入の法的な正当化

根拠を「法的パターンリズム」などに求めざるをえないのではないか。現に近時の日本の憲法学の見解では「法的パターンリズム」に求める見解が支配的になりつつある。

もっとも、これには「法的パターンリズム」と「人間の尊厳」とはそれほど違いがないのではないかという反論があるかもしれない。しかし、重要な違いがある。「法的パターンリズム」の場合、対象者は「保護の客体」に止まるのに対して、「人間の尊厳」の場合は対象者も含めて「権利主体性」が認められるからである。

### (3) 「生存権」保障と「人間の尊厳」

日本国憲法はその第25条で、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」と規定している。この生存権規定のなかに「人間の尊厳」の理念を見出す見解もみられる。同25条はドイツのワイマール憲法第151条第1項の「人間に値する生存」という理念などを継承したものであるが、同151条第1項にいう「人間に値する生存」は「人間の尊厳に値する生存」を意味する。その意味で、同25条は生存権を保障したものではないという見解が通説であるとはいえ、同25条第1項にいう「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」も「人間に値する生存」、すなわち「人間らしい尊厳に値する生存」を意味すると説かれる。

このように説かれるのは、社会福祉や医療などの領域では「人間の尊厳」概念がとりわけ重要な意味を持つと考えられるからである。意義の一つ目は、パターンリズムに関わる。そこでは、パターンリズムによらない社会福祉や医療などが標榜されるからである。意義の二つ目は、社会福祉や医療などにみられる三角関係に関わる。すなわち、国・自治体—福祉従事者—福祉対象者—国・自治体という三角関係がそれである。「個人の尊厳」ないし自己決定権ではこの三角関係を規律することは難しいのに対して、「人間の尊厳」によるとこの三角関係を比較的規律しやすいからである。

しかし、ここで注意しなければならないことは、かりに日本国憲法第25条第





1項の生存権保障規定の中に「人間の尊厳」の理念を認め得るとしても、ドイツ基本法第1条の運用と日本国憲法第25条第1項の運用とは大きく異なるという点である。朝日訴訟に関する1967年5月24日の最高裁大法廷判決（民集第21巻5号1043頁）は、「憲法25条1項はすべての国民が健康で文化的な最低限度の生活を営み得るように国政を運営すべきことを国の責務として宣言したにとどまり、直接個々の国民に具体的権利を賦与したのではない」とし、「何が健康で文化的な最低限度の生活であるかの認定判断は、厚生大臣の合目的な裁量に委されて」と判示した。これに対し、1990年5月29日のドイツ連邦憲法裁判所の決定は、最低限度の生活の保障をドイツ基本法第20条第1項と結びつけた同基本法第1条第1項から導き出したうえで、当該生活保護費は「人間の尊厳」に値するとはいえないとして違憲だとしたからである（嶋田佳広「ドイツの保護基準における最低生活需要の充足 -- 連邦憲法裁判所違憲判決を契機として [ドイツ連邦憲法裁判所2010.2.9判決]」賃金と社会保障第1539号（2011年）4頁以下等を参照）。

「人間の尊厳」とはこのように個々の国民に具体的権利を付与したものとされているのである。